

議案第32号

大津市行政不服審査法施行条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第2条 審理員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員でない者に限る。）は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(弁明書の添付書類)

第3条 処分庁は、法第29条第4項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる書面を保有する場合には、同条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）第24条第1項に規定する聴聞調書及び同条第3項に規定する報告書

(2) 大津市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(交付の方法)

第4条 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。）の規定による交付は、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）第11条各号に掲げる方法のほか、交付に係る同項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）に記載された事項又は交付に係る同項に規定する電磁的記

録（以下「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記録したシー・ディー・ロムを交付する方法によってすることができる。

（手数料の額等）

第5条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
- (3) 前条に規定する交付の方法 シー・ディー・ロム1枚につき100円

2 手数料は、交付の際に納付しなければならない。

3 既納の手数は、還付しない。ただし、審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次条において同じ。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第6条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第7条 第4条に規定する方法により法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、第4条のシー・ディー・ロムの送付を求める

ことができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査庁が定める方法により納付しなければならない。

(再審査請求)

第8条 第4条から前条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第4条中「第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。）」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）」とあるのは「政令第19条第1項において準用する政令」と、第5条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」と、同項第1号及び第2号中「政令」とあるのは「政令第19条第1項において準用する政令」と、同項第3号中「前条」とあるのは「第8条において読み替えて準用する前条」と、同条第3項中「法第9条第3項に規定する場合にあつては、審査庁」とあるのは「再審査庁が法第66条第1項において準用する法第9条第1項各号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁」と、第6条第1項及び第2項中「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、同条第3項中「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、第7条中「第4条」とあるのは「第8条において読み替えて準用する第4条」と、「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、「審査請求人等」とあるのは「再審査請求人等」と、「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。

(行政不服審査会)

第9条 法第81条第1項の規定により本市に置く機関の名称は、大津市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

第10条 審査会は、委員3人をもって組織する。

第11条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行

うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第12条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第13条 審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第14条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

第15条 第9条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(提出資料の交付)

第16条 第4条から第7条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第4条中「第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。第6条及び第7条において同じ。)」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令第23条において読み替えて準用する政令」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第5条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、同項第1号中「政令」とあるのは「政令第23条において読み替えて準用する政令」と、同項第2号中「政令」とあるのは「政令第23条において準用する政令」と、同項第3号中「前条」とあるのは「第16条において読み替えて準用する前条」と、同条第3項中「審理員(法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次条において同じ。)」とあるのは「審査会」と、第6条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、第7条中「第4条」とあるのは「第16条において読み替えて準用する第4条」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読

み替えるものとする。

(罰則)

第17条 第2条又は第11条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第33号

大津市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市行政手続条例の一部を改正する条例

大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第34号

大津市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市情報公開条例の一部を改正する条例

大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1項中「第20条」を「第20条第3項」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第19条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条第1項」を「第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

第20条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大津市情

報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を変更し、当該公開決定等を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第35号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第1項中「第46条」を「第46条第3項」に改め、同条第3項中「第45条及び第46条」を「第46条第1項及び第3項」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第45条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第46条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条第1項」を「第1項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

第46条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第46条に次の1項を加える。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第47条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第36号

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「第45条第1項」を「第46条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項第1号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第2号中「第45条第1項」を「第46条第1項」に改める。

第8条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第14条において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示し

たものの閲覧)」を加え、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第12条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第14条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 大津市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第2項又は大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てに係る調査審議の手續については、なお従前の例による。

議案第37号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第38号

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき設置する地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、医療又は事業の経営に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第39号

大津市職員の退職管理に関する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人を

いう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第40号

大津市長等の退職手当の特例に関する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長に対する退職手当の特例)

第1条 市長に対する退職手当の額は、この条例の施行の日（以下「基準日」という。）を含む任期（以下「市長の在職期間」という。）について支給する場合に限り、大津市長等の退職手当に関する条例（昭和54年条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長等に対する退職手当の特例)

第2条 副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員に対する退職手当の額は、市長の在職期間のうち基準日以後の期間の全部又は一部を含む任期（大津市長等の退職手当の特例に関する条例（平成24年条例第43号）第2条の規定の適用を受ける任期を除く。）について支給する場合に限り、条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から当該額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第1条 市長及び副市長の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30(副市長にあっては、100分の20)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額からその100分の15(副市長にあっては、100分の5)に相当する額を減じた額とし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

第2条 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10(常勤の監査委員にあっては、100分の3.8)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第3条 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号若しくは第2号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与

に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第3条から第5条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）附則第3項から第5項まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第43号）附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務1時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第2号）第3条又は給与条例第12条（教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

| | |
|-------------------|----------|
| 部長及び部長相当職 | 100分の2.9 |
| 次長及び次長相当職 | 100分の2.6 |
| 課長及び課長相当職 | 100分の2.3 |
| 課長補佐及び課長補佐相当職 | 100分の1.3 |
| 大津市立幼稚園の園長及び園長相当職 | 100分の1.3 |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第42号

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例及び大津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例及び大津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例（昭和57年条例第33号）
- (2) 大津市農業集落排水処理施設条例（昭和60年条例第3号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（大津市農業集落排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の排水処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第43号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の
提供」を加える。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を同条第
3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個
人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人
番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、
同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができ
る。

本則に次の2条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 別表第3の第3欄に掲げる機関は、同表の第1欄に掲げる機関から同表の第2欄に掲

げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、同表の第1欄に掲げる機関に対し、当該特定個人情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中「第3条第1項ただし書」を「第3条第3項ただし書」に改める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第3条関係)

| 機関 | 事務 |
|----------|--|
| 1 市長 | 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 在宅重度心身障害者に対する住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 大津市立障害者通所施設条例(平成24年条例第9号)による障害児通所支援の利用等に係る使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 大津市立母子生活支援施設条例(平成22年条例第37号)による母子家庭等の児童に対し保育を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)による高齢者の福祉に資する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| 8 市長 | 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)又は地方税法施行令(昭和25年政令第245号)による障害者又は特別障害者の認定に関する事務であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 大津市医療費助成条例(昭和48年条例第6号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 12 市長 | 大津市老人福祉医療費助成条例(昭和57年条例第42号)による老人福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 13 市長 | 大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 14 教育委員会 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの |

| | |
|----------|---|
| 15 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの |
|----------|---|

別表第2（第3条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 2 市長 | 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長 | 在宅重度心身障害者に対する住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長 | 大津市立障害者通所施設条例による障害児通所支援の利用等に係る使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者関係情報」という。）、地方税関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 7 市長 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第 | 身体障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|--|--|
| | 30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 8 市長 | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 9 市長 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 12 市長 | 大津市立母子生活支援施設条例による母子家庭等の児童に対し保育 | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-------|---|--|
| | を行う事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 13 市長 | 大津市介護保険条例による高齢者の福祉に資する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| 14 市長 | 所得税法施行令又は地方税法施行令による障害者又は特別障害者の認定に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 15 市長 | 低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 16 市長 | 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 17 市長 | 大津市医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 18 市長 | 大津市老人福祉医療費助成条例による老人福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| 19 市長 | 大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3 (第4条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|--|--------|--|
| 1 市長 | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |

| | | | |
|---------|---|----|--|
| 2 教育委員会 | 学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの | 市長 | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 3 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの | 市長 | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |

第2条 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第44号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第45号

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第46号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第53号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第7条第1項中「第14条第4項」を「第14条第3項」に改める。

第11条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から
施行する。

議案第47号

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例（昭和49年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第48号

大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（降任及び降給の効果）

第6条 職員を降任させた場合におけるその者の降任後の職務の級における号給は、降任直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

2 前条の事由により職員を降給させる場合におけるその者の号給は、同一職務の級における降給直前の号給（降格の場合にあっては、降格後の職務の級における降格直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給））より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第49号

条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例の一部
を改正する条例

条件付採用期間中の職員および臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例（昭和27年条例
第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員の分限に関する条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「条件採用期間」を「条
件付採用期間」に、「および」を「及び」に、「に関して規定することを目的」を「に関し必要な
事項を定めるもの」に改める。

第2条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「条件付採用または臨時的任用期間中
次の各号の1に該当する場合において」を「、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき」
に、「降給しまたは」を「降給し、又は」に改め、同条第2号中「または」を「、又は」に改め、
同条第4号中「または」を「又は」に改める。

第3条を次のように改める。

(降任及び降給の効果)

第3条 前条の事由により職員を降任させた場合におけるその者の降任後の職務の級における号
給は、降任直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位
の額の号給）より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとす

る。

- 2 前条の事由により職員を降給させる場合におけるその者の号給は、同一職務の級における降給直前の号給（降格の場合にあつては、降格後の職務の級における降格直前に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給））より下位の号給のうちから任命権者が別に定めるところにより決定するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第50号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 救急現場医療救護手当

第17条の次に次の1条を加える。

（救急現場医療救護手当）

第17条の2 救急現場医療救護手当は、病院に勤務する職員が救急現場に出動し、医療救護活動を行ったときに支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき500円（深夜における業務の場合は、750円）とする。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後に救急現場に出動した場合について適用する。

議案第51号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第19項中第54号を第55号とし、第51号から第53号までを1号ずつ繰り下げ、第50号の次に次の1号を加える。

- (51) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく
移転の認定申請に対する審査 1件につき 27,000円

別表第52項第1号ア(ア)の表を次のように改める。

| 床面積の合計 | 工事種別 | 金額（1棟につき） |
|----------------------------|--------|--|
| 100平方メートル以内のもの | 新築 | 45,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面（以下この項において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、15,000円） |
| | 増築又は改築 | 69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円） |
| 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 新築 | 67,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円） |
| | 増築又は改築 | 103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円） |
| 200平方メートルを超えるもの | 新築 | 89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円） |
| | 増築又は改築 | 138,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円） |

別表第52項第1号ア(イ)a及びbを次のように改める。

a 建築物の床面積

| 床面積の合計 | 工事種別 | 金額（1棟につき） |
|----------------------------------|--------|--|
| 500平方メートル以内のもの | 新築 | 63,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円） |
| | 増築又は改築 | 94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円） |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 新築 | 99,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円） |
| | 増築又は改築 | 148,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円） |
| 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 新築 | 208,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、53,000円） |
| | 増築又は改築 | 311,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円） |
| 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 新築 | 363,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円） |
| | 増築又は改築 | 542,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、122,000円） |
| 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 新築 | 634,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、118,000円） |
| | 増築又は改築 | 945,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、181,000円） |
| 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | 新築 | 1,168,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、214,000円） |
| | 増築又は改築 | 1,741,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、328,000円） |
| 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの | 新築 | 1,692,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、298,000円） |
| | 増築又は改築 | 2,522,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、457,000円） |
| 30,000平方メートルを超えるもの | 新築 | 2,083,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、367,000円） |
| | 増築又は改築 | 3,105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、563,000円） |

b 認定を受けようとする住戸に係る床面積

| 床面積の合計 | 工事種別 | 金額（1棟につき） |
|------------------------------|--------|---------------------------------------|
| 500平方メートル以内のもの | 新築 | 41,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） |
| | 増築又は改築 | 61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円） |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 新築 | 67,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円） |
| | 増築又は改築 | 100,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円） |

| | | |
|----------------------------------|--------|--|
| | 改築 | れたものにあつては、36,000円) |
| 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの | 新築 | 120,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円) |
| | 増築又は改築 | 179,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、62,000円) |
| 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 新築 | 223,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、75,000円) |
| | 増築又は改築 | 334,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、115,000円) |
| 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 新築 | 370,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円) |
| | 増築又は改築 | 554,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円) |
| 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | 新築 | 687,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、229,000円) |
| | 増築又は改築 | 1,030,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、352,000円) |
| 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの | 新築 | 956,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、314,000円) |
| | 増築又は改築 | 1,433,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、482,000円) |
| 30,000平方メートルを超えるもの | 新築 | 1,159,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、374,000円) |
| | 増築又は改築 | 1,737,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、575,000円) |

別表第52項第2号ア中「15,000円」の次に「(増築又は改築に係るものにあつては、26,000円)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第19項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第52号

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（志賀町の区域の編入に伴う経過措置）」を付し、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

2 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条の3中「附則第3項」を「附則第2項」に改める。

議案第53号

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「一般病床 488床
結核病床 10床」を「一般病床 437床」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第55号

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年条例第11号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第35条」を「第35条の2」に、「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第4条の見出しを「(土地の所有者等の責務)」に改め、同条中「土地所有者等」を「所有者等」
に改める。

第8条第5項中「土地所有者等」を「所有者等」に改める。

第9条第2項及び第14条（見出しを含む。）中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改め
る。

第16条第1項第2号中「に規定する土地所有者等」を「の規定による土地の所有者等」に改
める。

第31条第2項中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第4章中第35条の次に次の1条を加える。

（許可を要しない特定事業の届出）

第35条の2 第10条第2号に掲げる事業に該当する特定事業を行おうとする者は、規則で定
めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第21条から第24条まで、第26条及び第33条第2項の規定は、前項の規定による届出
をした者が行う土砂等の搬入等について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、

規則で定める。

第5章の章名中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第36条（見出しを含む。）中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第37条の見出し中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改め、同条中「に係る第14条の同意をした土地所有者等」を「の用に供される土地の所有者等」に改める。

第44条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 事業者の事務所又は事業区域の土地その他その業務を行う場所の所有者等その他の関係者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り、検査、収去又は質問を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第45条第1項第1号中「若しくは第2項」の次に「(第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第47条第1号中「第33条第2項」の次に「(第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第49条第1号中「第24条」の次に「(これらの規定を第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第35条の2第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第49条に次の1号を加える。

(4) 第44条第3項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、検査、収去若しくは質問を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

第50条第4号中「第21条」の次に「(第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第5号中「第22条」の次に「(第35条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に特定事業（第10条第2号に掲げる事業に該当する特定事業に限る。）を行っている者（その者から当該特定事業を承継した者を含む。）は、この条例の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、改正後の第35条の2第1項の届出をしないで当該特定事業を行うことができる。

議案第56号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保育所の部大津市立浜大津保育園の項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（大津市子育て総合支援センター条例の一部改正）

2 大津市子育て総合支援センター条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第4条第1項中「又は前条第6号に掲げる事業」を削る。

第7条から第11条までを削り、第12条を第7条とし、第13条を第8条とし、第14条を第9条とする。

別表中「第12条、第13条関係」を「第7条、第8条関係」に改める。

議案第57号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

別表大津市立瀬田児童クラブの項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|----------------|
| 大津市立第2瀬田児童クラブ | 大津市大江五丁目33番50号 |
|---------------|----------------|

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第58号

大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を
改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市老人福祉センター条例及び大津市老人デイサービスセンター条例の一部を
改正する条例

(大津市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 大津市老人福祉センター条例(昭和55年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「20人」を「18人」に改める。

(大津市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 大津市老人デイサービスセンター条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正
する。

第7条中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

大津市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年2月19日提出

大津市長 越 直 美

大津市建築審査会条例の一部を改正する条例

大津市建築審査会条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「または」を「又は」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、同条第2項中「1に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。